公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)(以下「細則」という。)に基づき下記のとおり公示します。

2024年7月24日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 公示件名: <u>キルギス国ビシュケクーオシュ道路ナリン川橋梁架け替え計画準備調査(QCBS-ランプサム型)</u>
- 2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項: 「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
- 5. プロポーザル及び見積書の提出: 企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称: <u>キルギス国ビシュケクーオシュ道路ナリン川橋梁架け</u> 替え計画準備調査(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号: 24a00349

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年7月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 7 月 24 日 独立行政法人国際協力機構 調達·派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:キルギス国ビシュケクーオシュ道路ナリン川橋梁架け替え計画準 備調査(QCBS-ランプサム型)
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4)契約履行期間(予定): 2024年10月 ~ 2025年9月 先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履 行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約 交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6) 部分払いの設定2

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払いを計画します。

1) 2024年度末(2025年3月頃)

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課 電子メール宛先: outm1@iica.go.ip

(2) 事業実施担当部

社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

| No. | 項目 | 期限日時 |
|-----|---------------|--|
| 1 | 配付依頼受付期限 | 2024年7月30日 12時 |
| 2 | 企画競争説明書に対する質問 | 2024年7月31日 12時 |
| 3 | 質問への回答 | 2024年8月5日 |
| 4 | プロポーザル等の提出用フォ | プロポーザル等の提出期限日の |
| | ルダ作成依頼 | 4 営業日前から1 営業日前の正午まで |
| 5 | 本見積額(電子入札システム | 2024年8月9日 12時 |
| | へ送信)、本見積書及び別見 | |
| | 積書、プロポーザル等の提出 | |
| | 日 | |
| 6 | プレゼンテーション | 行いません。 |
| 7 | プロポーザル審査結果の連絡 | 見積書開封日時の2営業日前まで |
| 8 | 見積書の開封 | 2024年8月27日 11時 |
| 9 | 評価結果の通知日 | 見積書開封日時から1営業日以内 |
| 10 | 技術評価説明の申込日(順位 | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から |
| | が第1位の者を除く) | 起算して7営業日以内 |
| | | (申込先: |
| | | https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) |
| | | ※2023年7月公示から変更となりました。 |

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2024年4月)」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。 特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。 なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2) に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法 人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3)日程」参照)。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1) 提供資料:

- 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び 「サイバーセキュリティ対策実施細則については、プロポーザル提出辞退後もし くは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1)提出期限:上記2. (3)参照
- 2) 提出先 : https://forms.office.com/r/UgpwMcqE7e

注1)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2)回答方法

上記2. (3)日程の期日までに以下のJICAウェブサイトに掲載します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

6. プロポーザル等の提出

(1)提出期限:上記2. (3)参照

(2)提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法 (2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- 1) プロポーザル
- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica. go. jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼」(調達管理番号)_(法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は<u>パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納</u>ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.(3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)~3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

(3)提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書 (本見積書及び別見積書)及び別提案書
- ① 宛先:e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書 [例:24a00123 〇〇株式会社 見積書]
- ③ 本文:特段の指定なし
- ④ 添付ファイル:「24a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4)提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ)
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1)評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価 します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配 点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

- (2) 評価方法
- 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置) としてシニア(46 歳以上) と若手(35~45 歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① (価格評価点) =最低見積価格=100点
- ② (価格評価点) = 最低見積価格/(それ以外の者の価格)×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2) に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額:価格評価点=100点

それ以外の見積額(N):価格評価点=(上限額×0.8)/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をN として計算します。

4)総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.9 + (価格評価点) × 0.1

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額 (消費税抜き)は上記2. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入 札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自 動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

- (4)契約交渉権者の決定方法
 - 1)総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
 - 2)総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
 - 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1)本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2)本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

- 1. 企画・提案に関する留意点
- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- ▶ 応募者は、本特記仕様書(案)に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率 的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費(一般業務費)での傭上(主に個人)
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(第3章「2.業務実施上の条件」参照)
 - ③共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)
- ▶ 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

□プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

■ 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項 目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案) を参照してください。³

| Nº | 提案を求める事項 | 特記仕様書 |
|----|------------------------|--------|
| | | (案)での該 |
| | | 当条項 |
| 1 | 自然条件調査 | 第4条(4) |
| | ②地形測量の調査範囲(調査項目、調査内容、仕 | 2 |
| | 様、数量等)の設定について | |
| 2 | 自然条件調査 | 第4条(4) |
| | ③地質調査の調査範囲(調査項目、調査内容、仕 | 3 |
| | 様、数量等)の設定について | |
| 3 | サイト状況調査 | 第4条(5) |
| | ③橋梁設計並びに事業効果把握のために実施する | 3 |
| | 交通量調査の調査範囲(取得データの種類、分析 | |
| | 手法、調査内容、仕様)の設定について | |

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行

 $^{^3}$ これらの自然条件調査は概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避/最小化しうる設計・施工を検討するために行うものであり、これらを考慮した調査範囲の設定についてコンサルタントは提案を行う。詳細は第4条の記載事項を確認すること。

うことを目的とする。

第2条 業務の背景 別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

- (1)無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ
 - ▶ 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
 - ▶ 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとすること。
 - ▶ 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
 - ▶ 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる 結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果が そのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意す ること。

(2)参考資料

- ▶ 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。
- ① 公開資料
 - (ア) 設計・積算にかかるガイドライン等 (以下「設計・積算にかかるガイド ライン等」という。)

| ライン等」という。) |
|--|
| 🗵 協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版) |
| ☑ 同「補完編(土木分野)」(2023 年 4 月) |
| □同「補完編(建築分野)」(2023 年 4 月) |
| □同「機材編」(2023 年 4 月) |
| □施設・機材等調達方式(現地企業活用型)に係る概略事業費積算マニュア |
| ル(改訂版)(2021 年 4 月) |
| □コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル |
| [小中学校・保健センター建設編] (2015 年 1 月) |
| (イ) 環境社会配慮ガイドライン (以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。) |

☑ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022 年 1 月)

□国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

- (ウ) 気候変動対策ツール(以下「気候変動対策ツール」という。)
 - 図 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT:緩和策 Mitigation)
 - 図 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT: 適応策 Adaptation)
 - ☑ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
- (エ) その他
 - ☑ JICA 不正腐敗防止ガイダンス
 - 図無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン
 - 図コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2022 年 10 月)
 - 図コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2022 年 10月)

 - 図ODA 建設工事安全管理ガイダンス(以下「安全管理ガイダンス」という。)
 - □ 資金協力事業 開発課題別の指標例(以下「開発課題別の指標例」という。)
 - ── 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)
 - 図JICA グローバルアジェンダ(課題別事業戦略)

(3)計画策定のプロセス

- ▶ 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設 計協議に関する現地調査を実施する。
 - ☑本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。
 - (ア) 第1回現地調査
 - 設計条件の検討に必要な調査(自然条件調査、環境社会配慮関連調査、交通量調査等)の実施及び、概略設計の実施にあたり、報告書案の作成に必要な協議、情報収集を行う。
 - (イ) 第2回現地調査
 - ▶ 報告書案を先方へ説明・協議し、了解を得る。
- ▶ 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論 して内容を検討する。
 - (ア) 初回現地調査派遣前
 - 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。
 - (イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、 基本的な計画・設計の方向性を検討する。
- (ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前
 - 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書(案)」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- ▶ 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に 提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- ▶ 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が 困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける こと。
- ▶ 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること (必要に応じて打合簿を作成すること)。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- ▶ 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- ▶ 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、 かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的 な調査を行うこと。
- ▶ 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
- ① キルギス国 ビシュケクーオシュ道路改修事業に関する第二次援助効果促進調査(SAPS)ファイナル・レポート(2012.10)
- ③ キルギス共和国 ビシュケクーオシュ道路雪崩対策計画準備調査 準備調査報告書(2015.03)
- ④ キルギス国 オシュ市道路交通情報収集・確認調査ファイナルレポート (2016.03)
- ⑤ キルギス国 ビシュケクーオシュ道路地吹雪対策計画準備調査報告書 (2019.04)
- ⑥ キルギス国 タラスータラズ道路ウルマラル川橋梁架け替え計画準備調査報告書(2018.8)
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- ▶ 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

○本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会 配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみな らず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供され るべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮につい ては、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会 影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

□別紙1のとおり。

(7)環境社会配慮

- ➤ 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・ 許認可手続きや基準等について、JICA環境社会ガイドライン上遵守が求めら れるものと大きな乖離がないことを検証する。
- ➤ JICA 環境社会配慮カテゴリと対処
 - カテゴリ分類:B
 - ・本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)に掲げる橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

(8) 調達方式の検討方針(現地企業活用型による実施の場合)

▽本業務では当該項目は適用しない。

- □本事業は施設・機材等調達方式(現地企業活用型)による実施(競争入札による 現地業者を選定)を想定しており、調査においては以下の点に留意する。
 - 相手国に登録されている企業を対象とした競争入札を想定し、本業務を受注したコンサルタントが現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工監理、調達監理等を行うことを前提に実施体制を検討すること。
 - 現地企業の能力を慎重に分析し、本事業実施段階において必要と判断される場合は、本邦コンサルタントによる現地企業の施工管理支援(資機材の調達計画策定支援、施工図/製作図作成支援等)の実施も含め、円滑な事業実施・施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画/調達計画等に反映すること。
 - 入札公示から契約までの手続や工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合

の法務面の対応について相手国実施機関の実施体制を考慮し、弁護士また は調達アドバイザーの配置の必要性の有無等も検討すること。

> XXXX

| (9)クラスタ―事業戦略での本件の位 | 置づり | ナ |
|--------------------|-----|---|
|--------------------|-----|---|

- □本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。
- ☑本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。
 - ▶ 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ(課題別事業戦略) 4の運輸交通に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手 国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の 可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限 活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下の とおり。
 - ① 技術協力「橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」
 - ② 無償資金協力「オシュ、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画」

(10)発注者の既存事業との連携可能性の検討

| ∇ | 本業務で | ᆂᆇᆇᆂ | ス門油 | 四方主要 | 1++>1 |
|-------------|------|------|-----|------|-------|
| \triangle | 本耒狩じ | は談当り | る関連 | 以仔事来 | はない。 |

- □本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業 (有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業 等)との具体的な連携の可能性(共同での研修やセミナーの実施、共同研 究等)を追求すること。
- ▶ 想定する既往案件を以下に列挙する。
 - ① XXXX 整備計画
 - ② XXXX プロジェクト
 - ③ XXXX 事業
- ➤ 特に実施中の「XXXX プロジェクト」での○○○と本事業での施設整備による、 開発効果増大の相乗効果を向上に努めること。

(11)相手国関係機関の調整

□本業務では事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。

⁴保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ(課題 別事業戦略)」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り 組みを強化しています。

- ⊠本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。
- ▶ 事業実施体制を構成する組織に加え、関係する水力発電所関係者も交え調査及び事業の進め方について検討を行うこと。

(12) 治安状況をふまえた安全対策

外務省の危険情報ではキルギスの一部の地域(ナリン川橋が位置するジャララバード州など)でレベル2に指定されていることから、治安状況の本事業への影響を想定し、現地の治安情勢、感染症等、事業を実施する際に予見される脅威及び安全対策の検討に必要な情報収集を行う。また、具体的な安全対策について検討を行い、特に施工時の安全対策については、JICA キルギス事務所とも相談の上、必要な対策を計画する。必要に応じて、先方政府が取るべき安全対策措置について協議の上、先方政府から合意を得る。

(13) 現ナリン川橋の損傷状況

現ナリン川橋は 1964 年に旧ソ連時代の設計基準に基づき建設された。建設後、60 年が経過しており、2020 年にキルギス国運輸・通信省の道路維持管理局による橋梁点検の結果、伸縮装置の破損(A2 橋台・P4 橋脚)、主桁下面の鉄筋露出、床版下面の鉄筋露出、主桁の垂直方向のクラックなどの損傷が確認されている。道路維持管理体制の確認、ソフトコンポーネントの必要性の検討に当たり、現ナリン川橋の状態を確認し、運輸通信省へ維持管理方法の確認を行うなど留意する。

(14) 厳冬期を踏まえた調査工程及び施工計画

キルギスの気象については、一般に夏季と冬季の気温差が大きく、夏季の最高 気温は40℃近くになり、冬季の最低気温は-20℃となる。キルギスは全体的に 降雨量の少ない国であるが、11月から6月までが雨季である。冬季に山岳部に降 り積もった雪が春から夏にかけて融け、ナリン川の出水(増水)があると推察さ れる。

本業務の実施にあたり、特に自然条件調査の時期、橋脚の施工時期及びコンクリートの打設などの施工計画立案時においては、この状況を考慮する。

(15) 耐震設計の考慮

キルギス国には活断層があり、タラスーフェルガナ断層は、キルギス国に位置する延長 700km の断層である。この断層は、アメリカのサンアンドレアス断層と地質的特徴が似ているため、1857 年と 1906 年にサンアンドレアス断層上に起

きた地震(それぞれ M7.9 と M7.8)と同等の強い地震の発生が懸念がある旨、過去の調査で報告されている。最近、キルギスでは以下の地震が発生しており、当業務においては耐震設計を考慮する。

- · 2003 年 2 月 24 日: M6.8 死者 268 人(中国側)
- 2008 年 10 月 6 日: M6.6 死者 74 人
- 2011 年 7 月 20 日: M6.2 死者 14 人

(16) 上流側に位置する水力発電所関連

現況のナリン川橋が位置する場所の上流側には、水力発電所が数多く設置されている他、新たな水力発電所の建設が計画されている。新橋梁の建設にあたり、以下事項の影響有無を検討し、必要に応じて、JICA キルギス事務所やカウンターパートと協力して、水力発電所関係者から情報を得る。

- ・上流側のダムの放流量のデータ調査や緊急放流時の連絡体制等
- ・上流ダムの補修、建設に係る事業承認等のステータス確認(本橋架け替えを上流側ダム事業のクリティカルパスと位置付けており、キルギス政府によるそれら 上流ダム建設の国家事業承認が、本事業着手の大前提のひとつとなるため)
- ・ダム建設に伴い増加する積荷トラックの荷重を踏まえた耐荷重設計の検討

(17) ICT 技術の活用

本調査実施に際し、地形情報の取得、施工ステップ、走行環境の確認及び関係者への説明、プレゼンテーションに際しては、3次元 CAD を用いた BIM/CIM を作成する。

第4条 業務の内容

- (1)業務計画書の作成
 - ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
 - ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート(質問票含む)を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- ▶ 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画にお ける本事業の位置づけ等
 - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 自然条件調査

- □本業務では当該項目は適用しない。
- 概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避/最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う。橋梁デザインは、耐荷重の設計基準を満たした上で最も経済的となるよう留意し、そのために以下調査を実施する。
 - ① 気象・水文調査(机上調査、一式) プロジェクトサイトにおける降雨量等の気象データ及び洪水水位・流量 等の水文データを入手する。
 - ② 地形測量5

平面地形測量:現況架橋地点を中心に延長 100m×幅 50m

河川縦断測量:現況架橋地点を中心に上下流各 100m

河川横断測量:測量幅 60m×10 ヶ所

③ 地質調査6

ボーリング調査及び標準貫入試験: 4ヶ所(架け替え橋梁の橋台・橋脚地点を中心とする。)を想定している。

4 障害物件調査

既存橋梁前後の建設用地内及び工事影響範囲にある私有地、上下水道、 電気、電話回線、ガス、埋設物等を確認する。

(5) サイト状況調査

□本業務では当該項目は適用しない。

○ 設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握する ため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う。

① 既存のナリン川橋の状況調査

⁵ 発注者として想定しているものであり、現地条件等を勘案しより良い調査範囲がある場合は具体的な 提案を求めます。

⁶ 発注者として想定しているものであり、現地条件等を勘案しより良い調査範囲がある場合は具体的な 提案を求めます。

既存ナリン川橋の利用状況、破損の規模、先方実施機関の維持管理体制、運用状況等

- ② 建設予定場所状況の調査 建設予定場所の広さ、(4)自然条件調査に記載の支障物件等
 - ③ 交通量調查7

既存の交通量データを入手するとともに、対象橋梁の架橋地点において簡易な交通量調査(車種別)を実施し、将来交通量を推計する。(23)事業の評価指標の検討の観点からも留意する。

- (6)環境社会配慮にかかる調査
 - □本業務では当該項目は適用しない。
 - △本業務では以下の対応を行う。
 - ①「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月交付)(以下、「JICA環境社会ガイドライン」という)に基づき、初期環境調査(Initial Environmental Examination)として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成に当たっては、「環境社会配慮カテゴリB報告書執筆要領(2023年5月)」に基づくこととする。また、相手国等(関係官庁・機関)と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA環境社会ガイドライン」<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
 - ②環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - a)ベースとなる環境及び社会の現状の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、 先住民族の生活地域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等 に関する情報収集を行う。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集を行う。

- b)対象国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - 環境社会配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法律や基準等
 - 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離およびその解消方法
 - ・関係機関の役割
- c) スコーピングの実施以下を検討・提案する。
 - ・検討すべき代替案
 - ・重要と判断される評価項目の範囲及び調査方法

⁷ 発注者として想定しているものであり、現地条件等を勘案しより良い調査範囲がある場合は具体的な 提案を求めます。

- d)影響の予測
- e)影響の評価及び代替案の比較検討
- f)緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償)の検討
- g) 環境管理計画案・モニタリング計画案(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)の作成
- h) 予算、財源、実施体制の明確化
- i) ステークホルダー協議 の開催(支援)

実施機関等と共に、ステークホルダー分析を行った上でステークホルダー協議を開催し、事業の概要、妥当性だけではなく、代替案の検討結果、負の影響についても説明を行い、参加者から大きな反対がないか確認する。協議の内容、及びやり取りは記録に残す。

- i)苦情処理メカニズムの確認
- k) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案を作成する。
- (7) ジェンダー視点に立った調査・計画
 - □本業務では当該項目は適用しない。
 - ◯本業務では以下の対応を行う。
 - ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会(や世帯内)における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。
 - ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

- (ア) 社会・ジェンダー分析を行う。
- (イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定·設 定する。
- (ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット(成果)設定の必要性を検討する。
- (エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定 する。

(8) 障害配慮に関する検討・計画

- △本業務では当該項目は適用しない。
- □本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を 理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- ▶ 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件としての検討

- □本業務では当該項目は適用しない。
- 図事業計画に当たって、気候変動対策(緩和・適応)に資する活動を事業計画 に組み込むことを検討する。
- ☑本事業は事業実施により気候変動対策事業(緩和)に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)(緩和策)」等を参考に、本事業を通じた緩和効果(温室効果ガス排出削減・吸収量)の推計を行う。
- ☑ 「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)(適応策)」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価(気候変動により発生する影響・リスクの評価)を実施し、適応策(気候リスクの回避・低減策等)の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口(適応案件の受益者数)の推定を行う。

(10)調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材(鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設 資材等)・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情 (調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等)を調査する。
 - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ② 第三国調達の可能性の検討
 - ③ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(11)施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。計画に当たり、一般的な 資材は現地調達とし。現地調達が困難な一部の資材は日本調達とするよう留意

する。また、日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト 等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

▶ 対象橋梁の定期的な維持管理は、実施機関である交通通信省(MOTC)が実施している。人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況等を確認した上で、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

(12) 基本計画/概略設計図の作成8

- ▶ 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- ▶ 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設/構造物全体の平面図/縦断図/標準断面図の図面を含める。

(13) 施工計画の立案

- □本業務では当該項目は適用しない。
- □以下の施工計画について検討・作成する。
 - ① 施工方針
 - ② 施工上の留意事項
 - ③ 施工区分(相手国負担工事との区分)
 - 4 品質管理計画
 - ⑤ 資機材調達計画
 - ⑥ 仮設計画(必要に応じて)
 - ⑦ 実施工程
 - ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
 - ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
 - ⑩ 施工監理計画
 - ▶ 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

(14) 事業の維持管理計画の立案

▶ 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・ 財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で 必要な維持管理業務に分類して整理する。 ▶ 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(15)技術支援計画の検討、計画策定

- □本業務では当該項目は適用しない。
- ◯本業務では以下の対応を行う。
 - ▶ 本事業で整備する施設の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
 - ▶ キルギスにおけるこれまでの関連する技術協力プロジェクトのレビューや成果として積み上がった実施機関の維持管理能力を調査し、検討するのも一案。
 - > ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(16) 施工時の工事安全対策に関する検討

- □本業務では当該項目は適用しない。
- ◯本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に 必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート(案)を作 成する。
- ▶ 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- ▶ 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全/労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の 先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- ▶ 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

(17) 内部照査の実施

- □本業務では当該項目は適用しない。
- △本業務では以下の対応を行う。
 - ▶ 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部 照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を

得る。

▶ 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

(18) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- ▶ 相手国側負担事項⁹(用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ(支障物件)の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等)のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。
- ▶ 相手国負担事項について明確する過程で、相手国負担事項の実施のために必要な予算措置、人員配置がなされていることを確認する。

(19) 免税情報の収集・整理

- □本業務では当該項目は適用しない。
- ◯本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目¹⁰を対象に、それ ぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を 含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金(法人税等)
 - 個人の所得に課される税金(個人所得税等)
 - 付加価値税(VAT等)
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - ◆ その他当該事業実施において関係する主要税目
- ▶ 各税目について、受注企業が免税(事前免税、事後還付、実施機関負担等)を 確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。 過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。

⁹ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側 負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新され ていくものである。

¹⁰ 無償資金協力事業では免税が原則である。

- ▶ 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- ▶ 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報(面談相手、内容、連絡先等)も提出する。
- ➤ 免税を確保すべき税目、対象及び免税方式に係り、先方政府(税務当局含む)に事前に説明・確認し、同意を取り付ける。そして、第2回現地調査にて、発注者が実施する調査報告書の討議議事録(M/D)に明記に協力する。

(20) 現地調査結果概要の作成・説明

 概略設計協議前に行う現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰 国報告会にて説明する。

(21) 概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する11。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(22) 想定される事業リスクの検討

- □本業務では当該項目は適用しない。
- △本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策(リスクの管理 や軽減策)を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコント ロールする手法について検討する。
- ▶ 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

¹¹ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

(23) 事業の評価指標の検討

- ▶ 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- ▶ 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。
- ⇒ 当案件は新橋梁の建設ではなく橋梁の架け替えであるため、災害リスクの軽減、 橋梁の安全性の向上等の定性的な指標の他、アジアハイウェイや CAREC 回廊 (Central Asia Regional Economic Cooperation Corridor)の国際幹線道路の一部を構成することから、将来的な交通量の増加見込みなどを調査し反映する。

(24) 事業概要の本邦企業への説明

- □本業務では当該項目は適用しない。
- △本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業¹²に対して事業実施に 重要なポイント(事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の 根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等)を説明する事業説明会 ¹³を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実 施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を 発注者と調整し、調査結果に反映させる。

(25)協力準備調査報告書(案)の作成

▶ 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書(案)として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(26)協力準備調査報告書(案)の説明

- □本業務では当該項目は適用しない。
- △本業務では以下の対応を行う。
- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書(案)の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- > 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する(特に維持管理体制の整備と必要な予算/財源の確保、環境社会配慮等)。

¹² OCAJI 等の関連業界団体を含む

¹³事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国 負担事業等。

▶ 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(27)協力準備調査報告書の作成

- ▶ 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書(案)の説明を踏まえ、協力 準備調査報告書を完成させる。
- ▶ 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書(先行公開版)¹⁴も作成する。
- ▶ 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第5条 成果品

- □本業務は、各期それぞれに作成する。
- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量(部数)は次表のとおり。 提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は 履行期間の末日とする。なお、数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、相 手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- ▶ 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が 発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

| 太業務で作成 | 提出する報告書等及び数量 | Ļ |
|----------------|-------------------------------|---|
| /+\ /k // // \ | 14:11 9 6) IV C = + /2 (/7/ = | 1 |

| 報告書名 | 提出時期 | 言語 | 形態 | 部数 |
|----------|---------------|-------|-------|----|
| 業務計画書 | 契約締結後 10 営業日以 | 日本語 | 電子データ | |
| | 内 | | | |
| インセプション・ | 初回現地調査前 | ロシア語・ | 電子データ | |
| レポート | | 日本語 | | |
| 現地調査結果概要 | 概略設計協議調査前 | 日本語 | 電子データ | |
| 協力準備調査報告 | 解析後 | 日本語 | 電子データ | |

¹⁴ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

| 書(案) | 2025 年 4 月・5 月を目 | ロシア語 | 電子データ | |
|-----------|------------------|------|--------|-----|
| | 途 | | | |
| 照査チェックリス | 概略設計協議 調査前 | 日本語 | 電子データ | |
| ٢ | | | | |
| デジタル画像集 | 概略設計協議 調査後 | 日本語 | 電子データ | |
| 進捗報告書15の初 | 概略設計協議 調査後 | 日本語 | 電子データ | |
| 版 | | | | |
| 免税情報シート | 概略設計協議 調査後 | 日本語 | 電子データ | |
| 概略事業費積算内 | 概略設計協議 調査後 | 日本語 | 電子データ | |
| 訳書 | | | | |
| 概要資料(案) | 概略設計協議 調査後 | 日本語 | 電子データ | |
| 協力準備調査報告 | 契約履行期限末日 | 日本語 | CD-ROM | 2枚 |
| 書 | | 日本語 | 製本 | 2部 |
| (先行公開版) | | | | |
| 協力準備調査報告 | 契約履行期限末日 | 日本語 | CD-ROM | 2枚 |
| 書 | | 日本語 | 製本 | 5 部 |
| (最終成果品) | | ロシア語 | CD-ROM | 2枚 |
| | | ロシア語 | 製本 | 7部 |
| | | 英語 | CD-ROM | 2枚 |
| | | 英語 | 製本 | 2部 |
| 調査データ | 契約履行期限末日 | 作成言語 | 電子データ | |

記載内容は以下のとおり。

(1)業務計画書

▶ 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート

- ▶ 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容
- ▶ 第4条「業務の内容」(6)環境社会配慮にかかる調査の方針を記載し、環境チェックリスト(案)の様式を用いて要約すること。

(3) 現地調査結果概要

¹⁵ Project Monitoring Report (PMR)

「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(4)協力準備調査報告書(案)

- ▶ 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容
- ▶ 調査結果の全体成果(要約を含む)の提出時期については、案件計画調書②の決定の 1~2 か月前を目途(2025 年 4~5 月頃)となるように留意する。

(5) 概略事業費積算内訳書

▶ 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(6) デジタル画像集

▶ 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(7) 免税情報シート

「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(8) 協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容
- ▶ 先行公開版については、国際協力機構環境社会配慮ガイドラインにて、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書を作成する。
- ➤ 環境チェックリストの作成、EMP(環境管理計画)、EMoP(環境モニタリング計画)を含む。

(9) 概略事業費積算内訳書

▶ 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(10) 進捗報告書の初版

▶ 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(11) 内部照査チェックリスト

▶ 「内部照査について」に示された内容

(12) 調査データ

- ▶ 位置情報¹⁶の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ▶ ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(13) 環境社会配慮に関する資料

▶ 環境社会配慮カテゴリB報告書執筆要領(2023年5月)

第6条 再委託

□本業務では、現地再委託の実施を想定していない17。

☑本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

| | 項目 | 仕様 | 数量 | 見積の取扱 |
|---|---------|---------------------|----|-------|
| 1 | 自然条件調査 | プロジェクトサイトにおける降雨 | 一式 | 定額計上 |
| | ①気象・水文調 | 量等の気象データ及び洪水水位・ | | |
| | 査 | 流量等の水文データの入手 | | |
| 2 | 自然条件調査 | 平面地形測量:現況架橋地点を中 | 一式 | 定額計上 |
| | ②地形測量 | 心に延長 100m×幅 50m | | |
| | | 河川縦断測量:現況架橋地点を中 | | |
| | | 心に上下流各 100m | | |
| | | 河川横断測量:測量幅 60m×10 ヶ | | |
| | | 所 | | |
| 3 | 自然条件調査 | ボーリング調査及び標準貫入試 | 一式 | 定額計上 |
| | ③地質調査 | 験:4ヶ所(架け替え橋梁の橋台・ | | |
| | | 橋脚地点を中心とする。) | | |
| 4 | 自然条件調査 | 既存橋梁前後の建設用地内及びエ | 一式 | 定額計上 |

¹⁶ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

¹⁷ 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案 してください。

| | 4 障害物件調査 | 事影響範囲にある私有地、上下水 | | |
|---|----------|-------------------|----|------|
| | | 道、電気、電話回線、ガス、埋設 | | |
| | | 物等を確認する。 | | |
| 5 | サイト状況調査 | 既存橋梁箇所 1 地点にて、平日と | 一式 | 定額計上 |
| | ③交通量調査 | 休日の2日間で24時間計測。 | | |
| 6 | 環境社会配慮 | 第4条(6)に記載の内容。 | 一式 | 定額計上 |

第7条 機材の調達

- △本業務では、機材調達の実施を想定していない。
- □本業務では、以下の対応を行う。
- ▶ 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- ▶ 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名:キルギス共和国
- (2) プロジェクトサイト/対象地域名
- (3) 案件名:ビシュケクーオシュ道路ナリン川橋架け替え計画(The Project for the Reconstruction of the Naryn River Bridge on the Bishkek-Osh Road)
- (4)事業の要約: キルギス共和国の北部と南部を結ぶ国際幹線道路であるビシュケク -オシュ道路でジャララバード州に位置するナリン橋を架け替えるもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における運輸交通セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付けキルギス共和国(以下、「当国」という。) は内陸国であり、旅客輸送や貨物輸送の約97%を道路交通に依存している。特に当国の北部に位置する首都ビシュケク市と南部に位置し同国第二の都市であるオシュ市を結ぶ主要幹線道路であるビシュケク・オシュ道路(延長672km)は、国土を縦断し、国民の80%以上(約540万人)が使用する幹線道路である。さらにアジアハイウェイや CAREC 回廊 (Central Asia Regional Economic Cooperation Corridor)の一部を構成し、また中央アジアと欧州を繋ぐ国際回廊であるカスピ海ルートにもつながる戦略的な国際幹線道路として、地域連結性や国際物流の強化の面でも極めて重要な道路である。そのため、我が国も2000年代に円借款「ビシュケク・オシュ道路改修事業(第1期1997年3月L/A調印、第2期1998年10年L/A調印)」や無償「ビシュケク・オシュ道路クガルト川橋梁架け替え計画(2013年7年G/A署名)」を通じて同道路の整備を支援してきた。

一方、同道路上で同国最大の河川であるナリン川を渡河するジャララバード州のナリン橋は、同道路の中でも最長の橋梁(207.2 メートル)であり、さらに同川の上流に数多く設置されている水力発電所へのアクセスにとっても重要な交通の要衝となっている。しかし、同橋梁は上記円借款のスコープには含まれておらず、1964 年に架設されてから 60 年が経過して老朽化が進んでおり、また、旧ソ連時代の基準に基づき設計されているため、耐荷重の現行設計基準を満たしていない。一方、同橋梁は現在、新たに建設が計画されているカンバル・アタ第一水力発電所(1860MW)を始め、カンバル・アタ第二水力発電所、クルプサイ水力発電所等の大型水力発電所の改修等のための建設資材の運搬に利用されることにより、現在の設計強度を大きく超える荷重の貨物トラックが頻繁に通行することが見込まれ、崩落リスクが高まる可能性が懸念されている。2020 年に実施された当国の運輸・通信省の道路維持管理局による橋梁点検の結果でも、コンクリートのひび割れや鉄筋露が発生するなど本橋梁の損傷は激しく、改修の必要性や緊急性が高いと判断されている。

当国政府は「国家戦略プログラム 2021-2030」(National Development Program 2021-2030)の重点分野の一つに「運送・ロジスティクス網」を掲げ、国際輸送回廊と国内道路網の修復を優先項目としている。また、道路セクターの開発計画「道路産業の発展にかかる主要方針 2023-2030」(The Main Directions of Development of the Road Industry for 2023-2030)においては、国際幹線道路の改修や維持管理、橋梁建設にかかる近代的技術の取得が優先課題として掲げられている。

「ビシュケク-オシュ道路ナリン川橋梁架け替え計画」(以下、「本事業」という。) は、当国の南部と北部の主要都市をつなぎ、国際幹線道路でもあるビシュケク-オシュ道路のジャララバード州に位置しているナリン橋を架け替えることにより、上記円借款や無償資金協力により整備を行ってきた同道路の残るボトルネックを解消し、国際貿易や社会・経済の発展の維持に資するものであり、上記国家戦略プログラム及び国家プロジェクトである大規模水力発電所建設の文脈においても優先事業として位置づけられている。

(2) 運輸交通セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

「対キルギス共和国国別開発協力方針(2022年4月)」では、重点分野「産業育成と雇用の創出」のなかで、インフラ整備を含む産業発展、地域内協力のための環境整備を支援するとされている。また、対キルギス共和国 JICA 国別分析ペーパー(2020年3月)では、道路網の未整備が産業の成長・多角化及び輸出の増加に支障をきたす原因の一つであることから、特に国際基幹道路のインフラの整備を通じて経済的な発展に貢献する事が重要と分析している。さらに、JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)では道路インフラ施設をアセットとして捉え、持続性・安全性・信頼性の高い道路交通網を構築することを目指している。さらに中長橋梁の建設技術は我が国が強みを持つ分野であり、我が国のインフラシステム輸出戦略(令和2年度改訂版)では、そのような競争力のある技術を用いて「老朽化インフラの更新・新設や物流効率化等の取組を進める」としている。本事業はこれら方針分析に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

JICA が 2013 年-2016 年に実施した「橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」の成果として向上した道路アセット管理能力や作成されたデータベースを、アジア開発銀行(ADB)が引き継いで維持管理担当課の体制強化、道路維持管理費の計画や実施に必要な能力強化等にかかる協力を続けている。また道路建設・改修分野においては、世界銀行(WB)、中国政府、中国輸出入銀行、イスラム開発銀行、ヨーロッパ復興開発銀行、ユーラシア開発銀行等が借款や無償資金協力の支援を行っている。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、当国北部と南部を結ぶ国際幹線道路にあるナリン橋の架け替えを通じて物流網の維持と安全の確保を図り、もって当国の社会経済活動の活性化に資するものであり、我が国及びJICAの援助方針・分析並びに当国政府の開発政策に合致し、SDGsゴール8(働きがいも成長も)及び9(産業と技術革新の基盤をつくろう)に貢献する。

また、我が国は、2022 年 12 月の「中央アジア+日本」対話・第 9 回外相会合の外相共同声明において、中央アジアの自由で開かれた持続可能な発展を掲げ、「人への投資」に重点を置いた新たな発展モデルに沿った協力を行うこととしている。

本事業は、わが国が有する橋梁建設技術を活用することで当国のインフラ整備の水準向上を図るものであり、「人への投資」にも合致する。

以上より、本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業は、キルギス共和国の北部と南部を結ぶ国際幹線道路であるビシュケク-オシュ道路のジャララバード州に位置するナリン橋を架け替えることにより、安全かつ安定的な運輸・交通の確保を図り、もって当国の安定した物流の促進に寄与するもの。

②事業内容

- ア)施設、機材等の内容
 - ・新橋の建設(2 車線、延長:約 200m~250m、通行車輛台数:約 86 万台)
- イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容
 - ・詳細設計、入札補助、施工監理、ソフトコンポーネントによる技術指導
- ウ)調達・施工方法
 - ・建設資材について、一般的な資材は現地調達とし、現地調達が困難な一部の資 材は日本調達とする。(詳細は協力準備調査により確認する。)
- ③本事業の受益者 (ターゲットグループ)

【直接受益者】キルギス国民のうち、ビシュケク-オシュ道路の通過する 4 州の総人 口(約 540 万人)

【最終受益者】キルギス国民(約680万人)

④他の JICA 事業との関係

過去に実施された技術協力「橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」 (2013-2015 年)の成果(橋梁の維持管理能力及び作成されたデータベース)や、 実施中の国別研修「コンクリート舗装技術」(2022 年度-2024 年度)、長期研修「道路アセットマネジメント技術の中核人材育成」(2021 年度-2024 年度)で育成された人材、さらに無償資金協力「オシュ、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画」(2014 年 7 月 G/A 署名)により整備された道路維持管理機材の活用が期待される。

(2) 事業実施体制

- ① 事業実施機関/実施体制: キルギス共和国交通通信省(Ministry of Transport and Communications of the Kyrgyz Republic: MOTC)
- ② 他機関との連携・役割分担

ADB の支援により 2023 年に開始された「Institutionalization of Road Assets Management System in the Business Processes of Ministry of Transport and Communications of the Kyrgyz Republic」において、JICA による技術協力「橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」(2013-2016 年)のアセット(特にデータベース)を統合して道路アセット管理システムの開発が行われている。本事業により整備されるナリン橋が同システムに登録されているため、維持管理にかかるプロセス、予算計画・申請などにかかる能力強化が図られ、相乗効果が期待される。

また、道路改修分野においては、ADB によりビシュケク-オシュ道路のうちビシュケク-カラバルタ区間、ユーラシア開発銀行によりマダニヤット-ジェララバード区間が改修され、現在は請負業者の瑕疵担保責任期間中。

③ 運営/維持管理体制

運輸・通信省の道路維持管理局(約 60 人)が監督機関となり、キルギス道路公社(State Enterprise "Kyrgyz Avto Jol",以下、「SEK」という。)傘下の地方道路管理企業(ナリン橋が位置するジャララバード州内に 11 カ所ある事務所の全職員数は 500 人)が運営・維持管理を行う。同事務所に対しては、上記のとおり、これまでに技術協力プロジェクトや研修事業等により橋梁の維持管理能力や体制の強化に関して支援を行っており、運営・維持管理能力は十分備わっているが、詳細を協力準備調査にて確認する。

また、道路維持管理経費は政府が2021年に設立した道路基金から支出される。

- (3)安全対策:調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の 検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。
- (4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 □A ■B □C □FI
- (5) 横断的事項:本事業によって気候変動を考慮し、気候災害に強靭な橋の導入の可能性がある。さらに、橋の架け替えにより渋滞緩和の効果が期待でき、温室効果ガス (GHG) 排出量削減にも貢献する可能性があるため、本事業は気候変動適応策・緩和策に資する可能性がある。詳細は協力準備調査にて確認する。
- (6) ジェンダー分類: ■GI □GI(P) □GI(S) □ジェンダー対象外

<分類理由>協力準備調査にて、ジェンダー視点に立った施設設計の検討等、ジェンダー主流化ニーズを確認するため。

(7) その他特記事項

中長橋梁の建設は我が国に優位性のある技術であり、当国独自での建設は困難。当 国政府の日本の技術に対する信頼性や期待は大きく、本案件は、我が国が推進する「質 の高いインフラ」の輸出に資する。

4. 事業効果

(1) 定量的効果 (詳細は協力準備調査で確認する)

| 指標名 | 基準値 (2023 年実績値) | 目標値(2032 年) (事業完成3年後) | |
|---------------------------|--------------------|--------------------------|--|
| 橋梁を通行可能な車両の最大重量 (t/車両) | 30 | 43 | |
| 安全な状態で通行できる交通量* (台/年) | 0 | 866,783 台 | |

^{*}安全上十分な強度を備えた橋梁を通行する全車両

(2) 定性的効果

- ・物流の促進と円滑化による経済成長
- ・水力発電開発の促進による気候変動対策への寄与

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ニカラグアの無償資金協力「マナグアーエルラマ間橋梁架け替え計画」(評価年度 2016 年)の事後評価結果において、橋梁の維持管理に必要な塗料や機材、スペアパーツの国内市場(もしくは地域市場)での入手可能性について、計画時に考慮することが 事業の継続性確保に重要であるとの教訓が得られている。本事業で整備する橋梁は現時点においてキルギス最長となる見込みであることから、上記の教訓を十分考慮した設計及び現地事情の調査を行う。

以 上

[別紙資料] ビシュケク - オシュ道路ナリン川橋梁架け替え計画 環境社会配慮

[別添資料] ビシュケク - オシュ道路ナリン川橋梁架け替え計画 地図

別紙

ビシュケク-オシュ道路ナリン川橋梁架け替え計画 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類:B
- ② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境配慮社会配慮ガイドライン」 (2022年1月公布)に掲げる橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境 への望ましくない影響は重大ではないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる 影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
- ③ 環境許認可:本事業に係る環境許認可の要否の確認が必要。協力準備調査で詳細を 確認する。
- ④ 汚染対策:現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑤ 自然環境面:現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑥ 社会環境面:現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑦ その他・モニタリング: 具体的なモニタリング項目・手法については協力準備調査 で詳細を確認する。

ビシュケク-オシュ道路ナリン川橋梁架け替え計画 地図



出典: Google Maps (地図データ©2023 Google) より JICA 作成

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザ ル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してく ださい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験 評価対象とする類似業務:橋梁建設に係る各種業務
 - 2)業務実施上のバックアップ体制等
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2)業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

- 4)業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)
- 5) 現地業務に必要な資機材
- 6) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)
- 7) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

- ・評価対象とする業務従事者の担当専門分野
- ▶ 業務主任者/○○
 - ※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/〇〇)格付の目安(2号)】

- ① 対象国及び類似地域:キルギス国及びその他全開発途上国
- ② 語学能力:英語
- ※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験 を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

1) 事前準備: 2024年10月

2) 第一回現地調査: 2024年10月~11月

3)第一回国内解析 2024年11月~

4) 概略設計ドラフト説明: 2025年6月下旬

5) 国内整理: 2025年7月

6) 概要資料提出: 2025年7月

7) 最終報告書提出: 2025年9月

(2)業務量目途

1)業務量の目途

約19.75人月

2) 渡航回数の目途 全14回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- > 自然条件調査 ①気象·水文調査
- ▶ 自然条件調査 ②地形測量

- ▶ 自然条件調査 ③地質調査
- ▶ 自然条件調査 ④障害物件調査
- ▶ サイト状況調査 ③交通量調査
- > 環境社会配慮

(4)配付資料/公開資料等

- 1)配付資料
- ▶ 環境社会配慮カテゴリB報告書執筆要領(2023年5月)
- 2) 公開資料
- キルギス国 ビシュケクーオシュ道路地吹雪対策計画準備調査報告書 (2019.04)
- ▶ <u>キルギス国 オシュ市道路交通情報収集・確認調査ファイナルレポート</u> (2016.03)
- ➤ <u>キルギス共和国 ビシュケクーオシュ道路雪崩対策計画準備調査 準備調査</u> 報告書(2015.03)
- ▶ キルギス共和国 ビシュケクーオシュ道路クガルト川橋梁架け替え計画準 備調査報告書(2012.12)
- ➤ <u>キルギス国 ビシュケクーオシュ道路改修事業に関する第二次援助効果促</u> 進調査(SAPS)ファイナル・レポート(2012.10)
- ➤ <u>キルギス国 ビシュケク-オシュ道路改修事業に関する援助効果促進調査フ</u>ァイナル・レポート ; Vol. 1. -調査 概要

(5)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

| | 便宜供与内容 | |
|---|-------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置 | 有 |
| 2 | 通訳の配置 | 無 |
| 3 | 執務スペース | 無 |
| 4 | 家具(机・椅子・棚等) | 無 |
| 5 | 事務機器(コピー機等) | 無 |
| 6 | Wi-Fi | 無 |

(6)安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

首都ビシュケクへの渡航:

渡航日の 3 営業日前までに渡航管理システムに渡航情報を入力する。

ナリン川橋の現場があるジャララバード州及びオシュ州への渡航:

渡航先の治安状況、渡航可否について事前に事務所へ確認した上で、出発 2 週間前までに事務所に渡航承認を申請し、1 週間前までに面談先等の予定を確定 させ事務所の承認を得る。変更が生じた際はその旨連絡する。承認が取れれば渡 航管理システム上で渡航情報の登録を行う。

2)滞在中

最新情報の入手

JICA 安全対策措置(渡航措置及び行動規範)は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定されるので、渡航にあたっては常に最新の安全対策措置を入手する。また、当該国・地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報と併せて活用する。

安全対策措置:https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html

- 首都ビシュケクでの滞在中:
 - ①夜間の都市間移動(航空機による移動を除く)は避ける。
 - ②夜間の外出は最小限に留める。
- ナリン川橋の現場があるジャララバード州及びオシュ州での滞在中:
 - ①夜間の都市間移動(航空機による移動を除く)は避ける。
 - ②夜間の外出は最小限に留める。

- ③陸路移動の際は車両による移動を基本とし、公共交通の利用は避ける。
- ④JICA 事務所が安全状況を確認したホテルに滞在する。それ以外に宿泊する 必要性がある場合は、必ず事務所の事前承認を得る。

3) 関係者間での周知徹底

JICA と契約関係のある国際協力事業関係者におかれては、安全対策措置の遵守をお願いするとともに、同一の目的で渡航する協力企業等の従事者に対しても、本安全対策措置について責任をもって周知する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月 (2024 年 7 月追記版))」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

(1)契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合)は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める か否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りと します。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。

- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。
- (例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

81.362,000円(税抜)

なお、定額計上分 22,800,000 円 (税抜) については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案 に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

| <u> </u> | <u>, o, j o</u> | | | | |
|----------|-----------------|-----------|---------------|----------|-------|
| | 対象とす | 該当箇所 | 金額(税抜き) | 金額に含まれる | 費用項目 |
| | る経費 | | | 範囲 | |
| 1 | 資料等翻 | | 2, 800, 000 円 | | 一般業務費 |
| | 訳費 | | | | |
| 2 | 自然条件 | 「第2章 特 | 1, 000, 000 円 | 気象・水文調査費 | 現地再委託 |
| | 調査 | 記 仕 様 書 案 | | 一式 | |
| | ①気象· | 第4条(4)自 | | | |
| | 水文調査 | 然条件調査 | | | |
| 3 | 自然条件 | 「第2章 特 | 5, 000, 000 円 | 地形測量費一式 | 現地再委託 |
| | 調査 | 記仕様書案 | | | |
| | ②地形測 | 第4条(4)自 | | | |
| | 量 | 然条件調査 | | | |
| 4 | 自然条件 | 「第2章 特 | 5, 000, 000 円 | 地質調査費一式 | 現地再委託 |
| | 調査 | 記仕様書案 | | | |
| | ③地質調 | 第4条(4)自 | | | |
| | 査 | 然条件調査 | | | |
| 5 | 自然条件 | 「第2章 特 | 2, 000, 000 円 | 障害物件調査費 | 現地再委託 |
| | 調査 | 記仕様書案 | | 一式 | |
| | 4 障害物 | 第4条(4)自 | | | |
| | 件調査 | 然条件調査 | | | |
| 6 | サイト状 | 「第2章 特 | 2, 000, 000 円 | 交通量調査費一 | 現地再委託 |
| | 況調査 | 記仕様書案 | | 式 | |
| | ③交通量 | 第4条(5)サ | | | |
| | 調査 | イト状況調査 | | | |
| 7 | 環境社会 | 「第2章 特 | 5, 000, 000 円 | 環境調査費一式 | 現地再委託 |
| | 配慮 | 記仕様書案 | | | |
| | | 第4条(6)環 | | | |
| | | 境社会配慮 | | | |

(5)見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。 (千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更 手数料の費用(買替対応費用)として航空賃の総額の10%を加算して航空賃を見積 もってください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)
- (9) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。
- (10) その他留意事項なし。

別紙:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|-----------------------------------|-----------|---------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | : 能力 (10) | |
| (1)類似業務の経験 | (6) | |
| (2)業務実施上のバックアップ体制等 | (4) | |
| ア)各種支援体制(本邦/現地) | 3 | |
| イ)ワークライフバランス認定 | 1 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (65) | |
| (1)業務実施の基本方針、業務実施の方法 | 35 | |
| (2)作業計画等 | 30 | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (25) | |
| (1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの | 業務主任者 | 業務管理 |
| 評価 | のみ | グループ/体制 |
| 1)業務主任者の経験・能力:業務主任者/〇〇 | (25) | (10) |
| ア)類似業務等の経験 | 12 | 5 |
| イ)業務主任者等としての経験 | 5 | 2 |
| ウ)語学カ | 5 | 2 |
| エ)その他学位、資格等 | 3 | 1 |
| 2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u> | (-) | (10) |
| ア)類似業務の経験 | _ | 5 |
| イ)業務主任者等としての経験 | _ | 2 |
| ウ)語学力 | _ | 2 |
| エ)その他学位、資格等 | _ | 1 |
| 3)業務管理体制 | (-) | (5) |